

第 34 回福島県建築文化賞募集要領

1. 趣 旨

福島県建築文化賞は福島県内において、地域の周辺環境に調和し、かつ景観上優れている建築物等を表彰し、もって文化の香り高い魅力あるまちづくりに対する意識の高揚を図ることを目的としております。

また、東日本大震災及び原子力災害により、長年にわたって人々が築いてきたふるさとが失われている厳しい状況の中で、地域を支える建築文化を継承するため再生・活用した建築物や避難（被災）者の方々の生活にうらおいを与える建築物等を表彰し、もって県民が将来への希望が描ける復興の一助とすることを目的として実施するものです。

2. 募集対象

福島県内に建築（増築、改築も含まれます。）及び改修・修復された建築物並びに一定の計画のもとに整備、再開発された商店街など一連のまちなみを形成する建築物群^{（注1）}（以下「建築物等^{（注2）}」といいます。）で、次の要件に該当するものとし、規模の大小は問いません。

ただし、国指定の重要文化財及びこれに類するもの並びに一戸建て専用住宅^{（注3）}及び福島県発注の応急仮設住宅は除きます。

注 1：建築物群には、住宅団地なども含まれます。

注 2：建築物等には、併せて整備された広場、街路、その他工作物なども含まれます。

注 3：一戸建て専用住宅には、併用住宅のうち住宅部分の延べ面積が過半のものを含みます。

（要件）

- ① 平成 21 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に竣工し、かつ受付の時点で満 1 年以上使用されているもの。

再応募作品についても対象とします。ただし、過去の本賞入賞作品は除きます。

- ② 一定の計画のもとに整備している建築物群については、最後に完成した建築物が上記の要件に該当すれば、その建築物群全体を対象とします。

ただし、建築物群の中に過去の本賞入賞作品が含まれる場合は、その作品は除きます。

3. 応募方法

(1) 応募は、どなたでもできます。

(2) 応募の方法は、応募（推薦）用紙に必要事項を記入し、建築物等の全景及び内部、建築物等の特徴的な部分、建築物等を含めた周囲の景観が写っているカラー写真（A4判程度 3 枚～ 5

枚)、建築物の平面図、配置図、立面図及び仕上げ表（原則として A3判）を添えて、最寄りの各福島県建設事務所建築住宅課あて送付してください。応募作品の写真等は、原則としてお返しいたしません。なお、入賞作品の写真の著作権は、主催者に帰属することとします。

(あ て 先)

名 称	住 所	電話番号	所 管 区 域
県北建設事務所 建築住宅部建築住宅課	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(県庁北庁舎6階)	(024) 521-2575	福島市・二本松市・伊達市・ 本宮市・伊達郡・安達郡
県中建設事務所 建築住宅部建築住宅課	〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号(北分庁舎1階)	(024) 935-1462	郡山市・須賀川市・田村市・ 田村郡・岩瀬郡・石川郡
県南建設事務所 建築住宅部建築住宅課	〒961-0971 白河市昭和町269番地	(0248) 23-1636	白河市・西白河郡・東白川郡
会津若松建設事務所 建築住宅部建築住宅課	〒965-8501 会津若松市追手町7番5号	(0242) 29-5461	会津若松市・河沼郡・大沼郡
喜多方建設事務所 建築住宅部建築住宅課	〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3	(0241) 24-5727	喜多方市・耶麻郡
南会津建設事務所 建築住宅部建築住宅課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地の1	(0241) 62-5337	南会津郡
相双建設事務所 建築住宅部建築住宅課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地	(0244) 26-1223	相馬市・南相馬市・相馬郡・ 双葉郡
いわき建設事務所 建築住宅部建築住宅課	〒970-8026 いわき市平字梅本15番地	(0246) 24-6134	いわき市

(3) 応募(推薦)用紙は、県庁建築住宅課ホームページ(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/>)からダウンロードできます。なお、各建設事務所又は県庁建築住宅課でも配布しています。

4. 審 査

応募のあった建築物等は、福島県建築文化賞審査委員会が、次のような事項を審査の基準として、書類審査及び現地審査を行い、総合評価します。

また、審査の過程で必要があれば、設計書等の資料を求めることがあります。

書類審査は公開で行います。詳しくは県庁建築住宅課ホームページを御覧になるか、事務局までお問い合わせ願います。

(1) 建築の観点

- ・親しみやすいもの
- ・すぐれたデザインのもの
- ・用途に応じた機能性を有しているもの

(2) 景観の観点

- ・まちなみに調和し、美しいまちづくりに寄与しているもの
- ・自然の景観要素をうまく利用しているもの
- ・外構の整備が十分行われているもの
- ・将来のまちなみ景観をリードしていくようなもの
- ・総合的に計画され、すぐれたまちなみ景観を創出しているもの(建築物群)

- (3) 地域性の観点
 - ・その地域の風土に根ざし、うるおいを与えてくれるもの
 - ・県産の建築材料を効果的に利用しているもの及びそれを活用する技術を開発したもの
 - ・周辺環境に調和し、環境負荷の低減に配慮しているもの
- (4) コミュニティの観点
 - ・施設整備における活動によって、良好な地域コミュニティの形成に貢献しているもの
 - ・歴史的な建築物の保存等に努めたもの
- (5) 復興の観点
 - ・被災者や避難者の生活にうるおいを与えるもの
 - ・震災からの復興に向けて、地域の活力やコミュニティの再生・維持・形成に寄与しているもの
- (6) その他
 - ・その他、この賞の趣旨に沿ったもの

5. 発 表

審査の結果、特にすぐれている建築物等の中から、各賞を決定し、平成29年12月中に発表するとともに、該当者に通知します。

福島県建築文化賞（1点）、準賞（1点）、優秀賞（若干）、特別部門賞（若干）、復興賞（若干）

6. 表 彰

各賞該当の建築物等については、賞状及び副賞をもって建築主（国・県の場合は除きます。）、設計者、施工者等（平成29年度中に県発注工事の指名停止を受けているものなどは、除かれます。）を表彰します。なお、表彰対象者がそれぞれ複数の場合は、原則としてその代表者とします。

7. 受付期間

平成29年7月3日(月)から平成29年7月31日(月)まで

8. 審査委員

福島県建築文化賞審査委員会は、次の各委員により構成されます。（以下敬称略、順不同）

長 澤 悟	東洋大学名誉教授
柳 澤 陽 子	建築家
北 川 圭 子	北海道科学大学客員教授
渡 部 和 生	建築家・日本大学工学部特任教授
手 塚 由 比	建築家
早 川 博 明	福島県立美術館長
矢 森 真 人	福島民報社代表取締役専務

9. 主 催

(株)福島民報社、(一社)福島県建設業協会、(公社)福島県建築士会、福島県

10. 協 賛

(一社)福島県建築士事務所協会、福島県建築設計協同組合、
(一社)福島県空調衛生工事業協会、(一社)福島県電設業協会、
(一財)ふくしま建築住宅センター、(公社)日本建築家協会東北支部福島地域会

11. 後 援

福島県市長会、福島県町村会

12. 問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 (県庁内)
福島県土木部建築住宅課 (事務局)
電話 (024) 521-7520 (直通)
又は各建設事務所建築住宅部建築住宅課まで。

応募 (推薦) 用紙の入手先: 県庁建築住宅課ホームページ

福島県建築文化賞

検索

